

令和4年度特別監察報告書

令和5年3月

国土交通省 大臣官房 監察官室

目次

第 1	はじめに	1
第 2	監察事項等	3
第 3	対象機関ごとの担当監察官及び現地監察実施期間	4
第 4	監察結果	5
I.	対象機関における取組状況	5
(1)	コンプライアンス意識の徹底に関する取組	5
(2)	事業者・OBとの接触・対応に関する取組	6
(3)	機密情報管理の徹底に関する取組	7
(4)	応札・落札状況の分析に関する取組	8
(5)	九州地方整備局及び北海道開発局の発注業務に係る 不正事案に関する再発防止の取組	9
II.	提示意見	10
(1)	コンプライアンス意識の徹底に関する取組	11
(2)	事業者・OBとの接触・対応に関する取組	12
(3)	機密情報管理の徹底に関する取組	12
(4)	応札・落札状況の分析に関する取組	14
(5)	九州地方整備局及び北海道開発局の発注業務に係る 不正事案に関する再発防止の取組	15
(別添)	対象機関における取組状況	16
(参考 1)	令和 4 年度特別監察報告書 (概要)	
(参考 2)	高知県内における入札談合事案に関する調査報告書 (抄)	
(参考 3)	令和 4 年度監察基本計画	

第1 はじめに

平成24年10月に高知県内の国土交通省の事務所における入札談合等関与行為に対する公正取引委員会からの改善措置要求とともに、省全体としての改善措置を求める要請を受けたことを踏まえ、国土交通省では、平成25年3月に「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」（以下「調査報告書」という。）をとりまとめ、再発防止対策を講じた。

調査報告書では、再発防止対策の一つとして、「談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施する」ものとしている。

このため、平成25年度以降、入札談合等関与行為の再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、再発防止対策の実施状況を点検し、問題点の把握及び改善の動機付けを行うこと等を目的とした特別監察を実施している。

また、令和3年度に九州地方整備局及び北海道開発局において発生した発注業務に係る不正事案に対処するため、それぞれ再発防止策が策定された。九州地方整備局の再発防止対策である「少額随意契約の適正な手続きの徹底」及び「監督、監査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任についての周知徹底」、北海道開発局の再発防止対策である「入札事業者名等のマスキングに関するルールの明確化」及び「発注事務に関する情報管理の徹底」については、全ての地方整備局等が共通して取り組むこととされた。これらを踏まえ、発注者としての綱紀を保持し、不正行為の防止に資する実効性のある環境整備が適切に図られるよう、特別監察において取組の検証を実施している。

以下、地方整備局の事務所並びに北海道開発局の開発建設部を「事務所等」といい、地方整備局本局及び北海道開発局本局を「本局」という。

(参考)「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」における再発防止対策(概要)

1. コンプライアンス推進の強化

- (1) 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置
- (2) コンプライアンス・アドバイザー委員会の設置
- (3) 違法性の認識に関する研修の徹底
 - ・ 研修において十分に認識させるべき内容(懲戒処分等)や、グループ討議方式等の手法の積極的な採用
 - ・ 国土交通大学校の研修との有機的な連携や、一人の職員が繰り返し倫理研修を受けるような体制の構築
- (4) 意識改革に向けた取組
 - ・ 事業者との接触ルールの明確化・徹底等を通じた抜本的な意識改革
 - ・ 事務所副所長室の可視化、大部屋化の実施やオープンな接客室の設置等
- (5) 不当な働きかけに対する報告の徹底
- (6) 地方整備局幹部への任用前における適格性の厳正な評価

2. 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

- (1) 予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し
 - ・ 予定価格作成時期の後倒し及び入札書と技術提案書の同時提出
 - ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保
 - ・ 技術提案書における事業者名のマスキングの必要性の検証
- (2) 総合評価落札方式における評価の厳正な運用
- (3) 情報管理の徹底
 - ・ 機密情報に関する管理方法及び管理責任者の明確化・ルール化
 - ・ 機密情報を電子データとして保管する場合における情報管理の徹底

3. ペナルティの強化

- (1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ
- (2) 誓約書の提出者に対する措置の強化

4. 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

- (1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等
- (2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化
 - ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の落札率(月平均・年平均)の公表
 - ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の事業者別年間受注額・受注割合の公表
- (3) 抜き打ち本省特別監察の実施
- (4) 談合疑義案件に対する厳正な対応

5. 再就職の自粛要請

6. 再発防止対策の周知

(参考)「北海道開発局発注業務に係る不正事案に関する報告書」及び「九州地方整備局発注業務にかかる不正事案再発防止に関する報告書」を踏まえた再発防止策の徹底について(概要)

- (1) 「北海道開発局発注業務に係る不正事案に関する報告書」を踏まえた対応
 - 1) 入札参加事業者名等のマスキングに関するルールの明確化
 - 2) 発注事務に関する情報管理の徹底
- (2) 「九州地方整備局発注業務にかかる不正事案再発防止に関する報告書」を踏まえた対応
 - 1) 少額随意契約の適正な手続きの徹底
 - 2) 監督、検査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任についての周知徹底

第2 監察事項等

令和4年度監察基本計画に基づき、以下により監察を実施した。

I. 監察事項等

1. 監察事項

- 工事に係る入札契約事務の適正な執行等を確保するために必要な事項
- 九州地方整備局及び北海道開発局の発注業務に係る不正事案に関する再発防止の取組を検証するために必要な事項

2. 重点項目

令和4年度の特別監察は、事務所等に対して、九州地方整備局及び北海道開発局の発注業務に係る不正事案に関する再発防止の取組を検証するために必要な事項とあわせて、入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項については、特に以下の4項目に重点を置いて実施した。

- (1) コンプライアンス意識の徹底に関する取組
- (2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組
- (3) 機密情報管理の徹底に関する取組
- (4) 応札・落札状況の分析に関する取組

II. 対象機関

北海道開発局	室蘭開発建設部
中部地方整備局	飯田国道事務所、四日市港湾事務所
中国地方整備局	三次河川国道事務所、広島西部山系砂防事務所
四国地方整備局	香川河川国道事務所

III. 実施方法

- ・ 監察対象機関である事務所等の発注工事に対する応札状況等の分析
- ・ 監察対象機関である事務所等に対し、ヒアリング事項を送付
- ・ 監察対象機関において、事務所長等の幹部職員に対するヒアリング及び現地の取組状況（機密情報管理、競争性を高めるための措置の実施状況等）を確認
- ・ 監察終了後、後日 Web 方式にて、局長・副局長等の幹部職員に対し、監察結果を報告

第3 対象機関ごとの担当監察官及び現地監察実施期間

対象機関	担当監察官	実施期間	報告日
中国地方整備局 三次河川国道事務所 広島西部山系砂防事務所	総括監察官 中村 貴志 監察官 神田 真由美 監察官 田中 孝幸 監察官 荒木 佑馬	7月27日 及び 7月28日	8月25日
北海道開発局 室蘭開発建設部	総括監察官 岸 毅明 監察官 田中 孝幸 監察官 小澤 雅幸	11月11日	12月14日
中部地方整備局 飯田国道事務所 四日市港湾事務所	総括監察官 岸 毅明 監察官 荒木 佑馬 監察官 福田 浩司 監察官 神田 真由美	11月22日 及び 11月24日	12月23日
四国地方整備局 香川河川国道事務所	総括監察官 岸 毅明 監察官 田中 孝幸 監察官 荒木 佑馬	11月29日	12月22日

第4 監察結果

I. 対象機関における取組状況

特別監察において確認した取組状況の概要は、以下のとおりである。なお、各監察対象機関における取組状況の詳細については「(別添) 対象機関における取組状況」を参照されたい。

(1) コンプライアンス意識の徹底に関する取組

① 主な再発防止対策等

- ・ 違法性の認識に関する研修の内容について、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させるものとする
- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等を受講させることについて目標を設定する
- ・ 全職員の講習会等の受講状況を把握する など

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、職員に対する講習会等（コンプライアンス研修、講義、講座、コンプライアンス・ミーティング等各種取組を含む。以下「講習会等」という。）の受講状況を把握し、未受講者に対しては個別に説明するなどして、期間業務職員を含む全職員が講習会等を受講または受講と同等の効果を得るための取組が行われていたが、一部の事務所等で、コンプライアンス推進計画等において、全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等を受講させることについて目標設定されていなかった。

また、違法行為を抑止する観点から「入札談合等入札に関する違法行為に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること」、「自ら望まなくとも、周囲の状況次第で入札談合等入札に関する違法行為に巻き込まれることがあり得ること」を十分に認識させるよう講習会等の資料に盛り込むとともに、過去に生じた不祥事案の内容とその具体的な要因等についても講習会等の資料等を通じて周知を図っていた。

あわせて、発注者綱紀保持の徹底等の観点から「発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、発注者綱紀保持規程違反となること」、「報告は職員に課された義務であること」、「報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること」、「報告を怠った場合には処分があり得ること」についても、講習会等の資料に盛り込むこと等で周知を図っていた。

(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

① 主な再発防止対策等

- ・ 事業者との接触ルールを明確化・徹底する
- ・ 事務所副所長室の可視化、大部屋化等を行うとともに、事業者との対応は、執務室の外に、オープンな接客室を設けて、外からも容易に見えるようにする
- ・ 入札契約に関する業務について事業者・OBから不当な働きかけを受けた場合には、毅然と対応するとともに、その内容の記録、直属の上司及び本局の局長への報告を義務付ける など

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、事業者等との接触ルールが各地方整備局等の発注者綱紀保持規程等によって明確化されており、事業者等との対応は、原則として、オープンな場所で複数の職員により実施していた。また、オープンな場所で複数の職員により対応をすることができない場合、発注者綱紀保持規程等に基づき、事前に所属長等の承諾を得るなどの対応を行っていた。

あわせて、積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室において、常時、掲示による周知のうえ、事業者等の自由な出入りを制限するとともに、副所長室等の大部屋化等を実施していた。

また、事業者・事業者団体に対して、事務所等内における発注者綱紀保持に関する掲示や意見交換会時などに発注事務に係る綱紀保持の協力要請の資料を配布するなどして、周知を図っていた。

(3) 機密情報管理の徹底に関する取組

① 主な再発防止対策等

- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保する
- ・ 機密情報を電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなどする
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報については、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、書類の手渡しや、パスワード付きのファイルでのメール送信等の方法により送付し、施錠できる場所にて管理し、履行確認後は速やかに裁断するなどの方法により確実に処分する
- ・ 機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化を行う など

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、「担当課の分離」または「技術審査・評価業務を別の事務所等で行う」または「技術審査・評価業務に従事する職員を他部署に併任発令し、当該業務を行う際には執務場所を分離する」ことにより、工事に係る入札続きに関する積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保するとともに、工事に係る発注事務に関する情報を、紙文書については施錠可能な書庫等に保管し、電子データについてはアクセス制限付フォルダで管理すること等で、情報を取り扱う者以外の者が閲覧できないようにしていた。

なお、技術提案書等の工事の履行確認に必要な情報については、当該工事の担当者以外の者へ情報が漏洩しないよう、書類を担当の監督員等に手渡しやパスワード付ファイルで送付するなどし、施錠できる書庫等にて管理した上で、工事完了検査後等に処分し、処分履歴を記録するなどして確実に処分されたか確認できる仕組みが構築されていた。

また、全ての事務所等において、発注する工事の種類（河川改修、道路維持 等）等ごとに、情報管理整理役職表で「情報管理責任者」及び「業務上取り扱う者」を指定するとともに、これを適切に更新していた。

あわせて、工事に係る入札続きに関する情報管理が適切に行われているかどうかについて、「情報管理責任者」が定期的（少なくとも毎年度1回）に点検し、その結果を「情報管理総括責任者」に報告していたが、一部の事務所等において、点検結果報告書と情報管理整理役職表の記載との間に僅かな齟齬等がみられた。

(4) 応札・落札状況の分析に関する取組

① 主な再発防止対策等

- ・ 事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するなど透明化・情報公開を強化する
- ・ 年平均落札率の高止まり等の傾向がみられる場合においては、より競争性が確保される環境の整備に向けて、必要に応じ、入札参加資格の見直し等を検討するなど

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、一般土木工事について、月次入札状況、入札結果データ、事務所ごとの平均落札率、事業者ごとの当初契約額・受注割合等のデータをホームページ上に公開し、随時更新していた。

なお、今回の対象機関においては、平均落札率が高止まりしている、第二位開差が大きい、談合情報による入札取りやめが発生しているなどの状況にあり、その状況を認識していた。しかしながら、競争性を阻害するような事象を把握し、それに対処するためには、必要に応じ、競争性の確保に向けたなお一層の取組や職員が談合に巻き込まれないための再発防止対策徹底の再確認、応札・落札状況についての引き続きの注視等を行うことが望ましい状況であった。

また、全ての事務所等において、談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、各地方整備局等で定めた事務処理手続きに基づき、適切に運用していた。

(5) 九州地方整備局及び北海道開発局の発注業務に係る不正事案に関する再発防止の取組

① 主な再発防止対策等

- ・ 入札参加事業者名等のマスキングに関するルールの明確化
- ・ 発注事務に関する情報管理の徹底
- ・ 少額随意契約の適正な手続きの徹底
- ・ 監督、検査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任についての周知

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、「マスキングの対象とする建設コンサルタント業務等の範囲」や「マスキングする者の役割や選定の考え方」、「マスキングの実施時期」等のルールが明確化され、このルールに従い、入札参加事業者名等のマスキングが実施されていた。

また、建設コンサルタント業務等に係る発注事務に関する紙文書及び電子データを、それぞれ、施錠可能な書庫等で保管、ないし、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダ等に保管するとともに、建設コンサルタント業務等に係る「情報管理整理役職表」作成して、情報の種類ごとに管理責任者及び業務上取り扱う者等を明確化していた。また、「情報管理責任者」が情報の管理状況について毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」へ報告し確認を受けるようにルール化していたが、一部の事務所等において、点検結果報告書と情報管理整理役職表の記載との間に僅かな齟齬等がみられた。

また、建設コンサルタント業務等に係る積算業務と技術審査・評価業務の分離体制については、一部の事務所等において、積算業務と技術審査業務を兼務させないようにするなどの配慮が行われていた。

また、合理的な理由のない契約の意図的な分割の禁止、契約担当課による見積書の徴取など契約担当課と業務担当課の適切な役割分担に基づく少額随意契約手続きの適正化について周知が図られていた。

あわせて、監督又は検査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任の内容について周知が図られていた。

II. 提示意見

監察の結果、コンプライアンス意識の徹底に関する取組において、一部の事務所等で、コンプライアンス推進計画等において、全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等を受講させることについて目標設定されていなかったことから、

- ・コンプライアンス推進計画等において、全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等を受講させることについて目標を設定すること

あわせて、機密情報管理の徹底及び九州地方整備局及び北海道開発局の発注業務に係る不正事案に関する再発防止に関する取組において、一部の事務所等で、点検結果報告書と情報管理整理役職表の記載との間に僅かな齟齬等がみられたことから、

情報管理が適切に行われるよう、「情報管理責任者」による毎年度の点検を適切に行うこと。実効性のある点検となるよう、特に以下について留意すること。

- ・点検時には情報管理整理役職表が業務実態に則しているか改めて確認すること
- ・「情報管理総括責任者」は、「情報管理責任者」からの点検結果の報告内容に関し、点検が適切に行われているか確認、把握するとともに、必要に応じて指導・助言すること。等

また、応札・落札状況の分析に関する取組において、今回の対象機関においては、平均落札率が高止まりしている、第二位開差が大きい、談合情報による入札取りやめが発生しているなどの状況にあり、競争性を阻害するような事象を把握し、それに対処するためには、必要に応じ、競争性の確保に向けたなお一層の取組や職員が談合に巻き込まれないための再発防止対策徹底の再確認、応札・落札状況についての引き続きの注視等を行うことが望ましい状況であったことから、

- ・年平均落札率が高止まりしている場合や、応札・落札状況から違法行為が疑われる場合等には、発注者綱紀の一層の保持等に努めるのみならず、必要に応じて、十分な競争性を確保するために、地域要件や等級区分の拡大・施工実績要件の緩和等入札参加資格の見直しや、チャレンジ型、自治体実績評価型等の総合評価落札方式の一層の活用等を検討すること
- ・応札・落札状況の分析に際しては、必要に応じて、時系列的な推移や傾向、事業毎、地域毎等の状況に着目する、管内の別等級工事の応札・落札状況と比較するなどの分析方法の工夫が望ましい

上記を含めたすべての監察項目について提示する意見は、以下のとおりである。

(1) コンプライアンス意識の徹底に関する取組

入札契約事務に係るコンプライアンスに関して、対象者、内容、頻度を適切に設定した講習会（コンプライアンス研修、講義、講座）、コンプライアンス・ミーティング等各種取組を行うことで、全ての職員に繰り返しその重要性を認識させる機会を確保し、コンプライアンス意識が希薄にならないよう継続的な取組を実施することが重要である。

1) 全職員の講習会等の受講の徹底

事務所等及び本局においては、違法性の認識に関する講習会等の徹底の観点から、改めて、全ての職員に自分の身近な問題として認識させるため、講習会等の実施にあたっては、以下の点に留意し、受講の徹底を図ること。

- ・コンプライアンス推進計画等において、全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等を受講させることについて目標を設定すること
- ・(本局においては管内の全事務所等を含む) 全職員の上記講習会等の受講状況を実態に則して適切に把握すること。
- ・講習会未受講者がいる場合、その者に講習会の受講と同等の効果を得るための具体的な取組を行うこと
- ・発注担当職員は、入札契約事務に関する機密情報を多く保有しており、不当な働きかけを受けやすい立場にあることを踏まえ、発注担当職員とそれ以外の職員との間での機密情報管理など2)の重点的に伝えるべき事項が当該職員に確実に理解されるよう、当該職員の入札契約事務に係るコンプライアンス意識のさらなる徹底を図ること

2) 全職員に講習会等において重点的に伝えるべき事項の留意

事務所等及び本局においては、全職員に以下の事項を重点的に伝えることに留意して、講習会等に取り組むこと。

- ① **全ての職員に自分の身近な問題として認識させるとともに、違法行為を抑止する観点からの事項**
 - ・入札談合等入札に関する違法行為に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること
 - ・自ら望まなくとも、周囲の状況次第で入札談合等入札に関する違法行為に巻き込まれることがあり得ること
 - ・過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景
- ② **発注者綱紀保持の徹底及び違法行為の抑止の観点から、外部の者からの不当な働きかけに関する報告のみならず、同一地方整備局等内の他の職員による発注者綱紀保持規程違反に関する報告に関する事項**
 - ・発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、違法、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること

- ・報告は職員に課された義務であること
- ・報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること
- ・報告を怠った場合には処分があり得ること

(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

事業者・OBとの接触・対応に当たっては、入札談合への関与や機密情報漏洩等を防止すること及び国民の疑惑を招かないことが必要であり、不祥事を繰り返さないための取組を継続することが重要である。

1) 事業者等との執務スペースの外のオープンな場所での対応の徹底

事務所等及び本局においては、発注担当職員は、事業者等との応接に当たっては、原則として、執務スペースの外に、オープンな接客室等を設けて、複数の職員により対応するとともに、これによることができない場合は事前に所属長等の承諾を得るなど、発注者綱紀保持規程等に定められた事業者等との応接方法の徹底を図ること。

特に、複数の職員により対応することが困難な出張所等の少人数官署においては、事業者等との応接に当たっては、各地方整備局等の発注者綱紀保持規程等において定められたルールについて、より徹底を図ること。

2) 積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室への自由な出入りの制限

事務所等及び本局においては、仕様書及び設計書の作成や技術審査・評価等の業務を担当する課室において、出入りを制限する旨を常時、掲示等により周知したうえで、事業者等の執務室への自由な出入りを制限すること。

3) 副所長等室の可視化、大部屋化等の推進

事務所等においては、副所長等室の可視化、大部屋化等が実施されていない場合や、個室間の壁の一部撤去のみ又はドア撤去のみの暫定対応となっている場合において、庁舎のスペースや構造耐力等の点で支障がない限り、再発防止対策の主旨を踏まえ、可視化、大部屋化等に向けた取組を進めること。

また、本局においては、改めてその実施状況を精査した上で、未実施や暫定対応の事務所等に対し、可視化、大部屋化等に向けた指導・助言を行うこと。

(3) 機密情報管理の徹底に関する取組

入札契約の適正化の観点から、工事に係る入札続きに関する機密情報については、その適切な管理を徹底するとともに、情報が漏洩しにくい体制の確保等を図ることが重要である。

1) 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保

事務所等及び本局においては、積算業務と技術審査・評価業務の両機密情報を知る者を限定し、分離体制を確保すること。

2) 「情報管理整理役職表」の適切な更新等の徹底

本局においては、機密情報に関し、誰がどの情報を取り扱えるか明確になるよう、「情報管理整理役職表」の様式を適切に定めること。また、その様式を踏まえ、事務所等及び本局においては、「情報管理整理役職表」を適切に更新すること。

また、本局（北海道開発局においては開発建設部）においては、本官発注工事の入札関連情報に関して、事務所職員が設計図書の作成に関与する場合には、当該事務所職員を「業務上取り扱う者」として「情報管理整理役職表」に明記すること。

3) 発注事務に関する書類等の管理の徹底

事務所等及び本局においては、発注事務に関する書類等について、みだりに紙文書化せず、紙文書化したものは「情報管理責任者」として記載されている者が施錠できる場所にて管理し、電子データについては「情報管理整理役職表」を踏まえたアクセス制限付のフォルダで管理等、発注者綱紀保持マニュアルに定められた管理方法の徹底を図ること。

4) 事務所、出張所等へ送付される工事の履行確認のために必要な情報の管理の徹底

事務所等及び本局においては、技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報については、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、書類の手渡しや、パスワード付きのファイルでのメール送信等の方法により送付し、施錠できる場所にて管理し、履行確認後は速やかに裁断するなどの方法により確実に処分し、その履歴を管理簿に記録することなどにより確実に処分したことが事後的にも確認できる仕組みを導入すること。

5) 「情報管理責任者」による適切な点検の徹底

事務所等及び本局においては、情報管理が適切に行われるよう、「情報管理責任者」による毎年度の点検を適切に行うこと。実効性のある点検となるよう、特に以下について留意すること。

- ・点検表は、「情報管理責任者」が管理すべき情報の種類（予定価格、技術評価点等）及び媒体（紙文書、電子データ）並びに点検結果（適・否・対象外）を明示すること
- ・点検時には情報管理整理役職表が業務実態に則しているか改めて確認すること
- ・点検時期については、その後の情報管理に生かせるよう適切に設定すること
- ・「情報管理総括責任者」は、「情報管理責任者」からの点検結果の報告内容に関し、点検が適切に行われているか確認、把握するとともに、必要に応じて指導・助言すること

6) 発注者支援業務の受注者における情報管理の徹底

発注者支援業務（積算技術業務、技術審査業務）については、共通仕様書に基づき受注者の情報管理を徹底すること。なお、積算技術業務と技術審査業務の受注者が同一である場合は、受注者の情報管理状況を直接確認するなど、更なる徹底を図ることが望ましい。

(4) 応札・落札状況の分析に関する取組

入札契約の適正化を確保し、違法行為を抑止する観点から、発注工事の落札率、応札者数、個々の応札者の応札状況等について、平素から継続的に分析することが重要である。

1) 応札・落札状況の分析方法の工夫

事務所等及び本局においては、応札・落札状況の分析に際しては、必要に応じ、個々の工事の応札・落札状況だけでなく、以下の点にも着目するなど分析方法を工夫することが望ましい。

- ・時系列的な推移や傾向等に着目した応札・落札状況
- ・事業毎（道路、河川、砂防、海岸、港湾等）の応札・落札状況
- ・管内の地域毎の応札・落札状況
- ・管内の別等級工事の応札・落札状況との比較 等

2) 年平均落札率の高止まり等の傾向がみられる場合において講ずるべき措置

事務所等及び本局は、一般土木C等級工事及び港湾土木B等級工事（北海道開発局においては一般土木B及びC等級工事）について、i 上記1)の応札・落札状況の分析結果を踏まえ、年平均落札率が95%付近で高止まりしている場合や、応札・落札状況から違法行為が疑われる場合、ii 過去に当該地域において「談合情報」又は「談合疑義事実」があった場合等においては、入札契約の適正化及び職員の違法行為への関与の防止の観点から、以下の措置を講ずること。なお、その他の工事についても、同様の措置を講ずることが望ましい。

① 発注者綱紀保持

事業者等との接触・対応ルールや機密情報管理の徹底等発注者綱紀の一層の保持に努めること。

② 事業者との意見交換会等の場における対応

事業者に対し、事業者との意見交換会等の場で、発注者として、応札・落札状況を継続的に注視していること及び談合情報や談合疑義事実には談合情報対応マニュアルや談合疑義事実処理マニュアルに従って厳正に対処する姿勢等を示すよう努めること。

③ 入札参加資格の見直し等

より競争性が確保される環境の整備に向けて、必要に応じ、以下の措置について検討すること。

- ・地域要件や等級区分の拡大、施工実績要件の緩和等入札参加資格の見直し
- ・直轄工事の実績が少ないが技術力のある事業者の参加を増加させるため、チャレンジ型、自治体実績評価型等の総合評価落札方式の一層の活用 等

3) 談合疑義事実処理マニュアルの運用

本局においては、談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたり、地方整備局等の実情に応じた的確な事務処理手続を定める規定を整備するとともに、本局及び事務所等においては、その規定を適切に運用すること。

(5) 九州地方整備局及び北海道開発局の発注業務に係る不正事案に関する再発防止の取組

1) 入札参加事業者名等のマスキングに関するルールの明確化

マスキングをすることの意味、マスキングの対象とする工事、建設コンサルタント業務等の範囲、マスキングする者の役割や選定の考え方、マスキングの実施時期等のルールを明確化し、適切に運用すること。

2) 発注事務に関する情報管理の徹底

建設コンサルタント業務等についても、工事契約に関する発注業務と同様に、「情報管理整理役職表」の適切な更新等の徹底や発注事務に関する書類等の管理の徹底など発注事務に関する情報管理の徹底を図ること。

なお、建設コンサルタント業務等における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制については、現地の組織状況等の中で出来る限りの配慮に努めることが望ましい。

3) 少額随意契約の適正な手続きの徹底

合理的な理由のない契約の意図的な分割の禁止、契約担当課による見積書の徴取など契約担当課と業務担当課の適切な役割分担に基づく少額随意契約手続きの適正化について確認・徹底を図ること。

4) 監督、検査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任についての周知

監督又は検査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任の内容について周知徹底を図ること。

(別添) 対象機関における取組状況

(1) 講習会等コンプライアンス意識の徹底に関する取組

(北海道開発局 室蘭開発建設部)

- ・ 実態として全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等を受講させる取組は行われていたものの、コンプライアンス推進計画において、全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等を受講させることについての目標が設定されていなかった。
- ・ 入札契約事務に係る講習会等(コンプライアンス研修、講義、講座のほか、コンプライアンス・ミーティング等各種取組を含む。)について、全職員の受講状況を把握しており、未受講者に対しては、後日個別説明を行っていた。期間業務職員に対しても、職場内ミーティングにより、発注者綱紀保持規程等の周知を図っていた。
- ・ 講習会等に関し、㉞入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㉟自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊱過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について、資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。
- ・ 講習会等に関し、㊲発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、違法、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること、㊳報告は職員に課された義務であること、㊴報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること、㊵報告を怠った場合には処分があり得ることについて、資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。

(中部地方整備局 飯田国道事務所)

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等(コンプライアンス研修、講義、講座のほか、コンプライアンス・ミーティング等各種取組を含む。)を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握しており、未受講者に対しては、イントラネットに掲載されたオンデマンド講習の動画を視聴させるなどのフォローアップを行っていた。期間業務職員に対しても、常勤職員と同様に講習会等への参加機会を確保し、発注者綱紀保持規程等の周知を図っていた。
- ・ 講習会等に関し、㉞入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㉟自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊱過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について、資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。
- ・ 講習会等に関し、㊲発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、違法、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること、㊳報告は職員に課された義務であること、㊴報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること、㊵報告を怠った場合には処分があり得ることについても、資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。

(中部地方整備局 四日市港湾事務所)

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等(コンプライアンス研修、講義、講座のほか、コンプライアンス・ミーティング等各種取組を含む。)を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握しており、未受講者に対しては、同一内容にて後日対面説明を行うとのフォローアップを行っていた。期間業務職員に対しても、常勤職員と同様に講習会等への参加機会を確保し、発注者綱紀保持規程等の周知を図っていた。
- ・ 講習会等に関し、㉞入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㉟自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊱過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について、資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。
- ・ 講習会等に関し、㊲発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、違法、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること、㊳報告は職員に課された義務であること、㊴報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること、㊵報告を怠った場合には処分があり得ることについても、資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。

(中国地方整備局 三次河川国道事務所)

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等(コンプライアンス研修、講義、講座のほか、コンプライアンス・ミーティング等各種取組を含む。)を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握しており、未受講者に対しては、事務副所長より同内容の講座を開催して受講させていた。期間業務職員に対しても、常勤職員と同様に講習会等への参加機会を確保し、発注者綱紀保持規程等の周知を図っていた。
- ・ 講習会等に関し、㉞入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㉟自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊱過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について、資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。
- ・ 講習会等に関し、㊲発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、違法、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること、㊳報告は職員に課された義務であること、㊴報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること、㊵報告を怠った場合には処分があり得ることについても、資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。

(中国地方整備局 広島西部山系砂防事務所)

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等(コンプライアンス研修、講義、講座のほか、コンプライアンス・ミーティング等各種取組を含む。)を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握しており、令和3年度は全職員が受講していた。なお、講習会等の未受講者はおらず、休職者等を除く全員が講習会等を受講していた。また、期間業務職員に対しても、常勤職員と同様に講習会等への参加機会を確保し、発注者綱紀保持規程等の周知を図っていた。
- ・ 講習会等に関し、㉞入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㉟自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊱過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について、資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。
- ・ 講習会等に関し、㊲発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、違法、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること、㊳報告は職員に課された義務であること、㊴報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること、㊵報告を怠った場合には処分があり得ることについて、資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。

(四国地方整備局 香川河川国道事務所)

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等(コンプライアンス研修、講義、講座のほか、コンプライアンス・ミーティング等各種取組を含む。)を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握しており、令和3年度において未受講者はいなかった。また、期間業務職員に対しても、常勤職員と同様に講習会等への参加機会を確保するとともに、新規採用時にはコンプライアンス指導者による講習を実施するなど発注者綱紀保持規程等の周知を図っていた。
- ・ 講習会等に関し、㉞入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㉟自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊱過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について、資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。
- ・ 講習会等に関し、㊲発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、違法、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること、㊳報告は職員に課された義務であること、㊴報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること、㊵報告を怠った場合には処分があり得ることについて、資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。

(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

(北海道開発局 室蘭開発建設部)

- ・ 事業者等との応接に当たっては、オープンな接客スペースにおいて、複数の職員により対応していた。複数の職員により対応することができない場合は、事前に所属長等の承諾を得て対応することとしていた。
- ・ 仕様書・設計書の作成、積算業務を行う課室においては、出入りを制限する旨を掲示し、事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。
- ・ 次長室の相部屋化を実施していた。
- ・ 事業者・事業者団体に対しては、年度当初に団体代表等に対して協力要請を行うとともに、意見交換会の場等があれば、あらためて周知や協力要請を実施するなど対応を行っていた。

(中部地方整備局 飯田国道事務所)

- ・ 事業者等との応接に当たっては、オープンな接客スペースにおいて、複数の職員により対応していた。複数の職員により対応することができない場合は、事前に所属長等の承諾を得ることとしていた。
- ・ 仕様書・設計書の作成、積算業務を行う課室においては、出入りを制限する旨を掲示し、事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。
- ・ 副所長室の相部屋化を実施していた。
- ・ 事業者・事業者団体に対しては、事業者団体等との間で実施している定例会議等の場において、コンプライアンス推進計画等の資料を配布するなどして、周知を行っていた。

(中部地方整備局 四日市港湾事務所)

- ・ 事業者等との応接に当たっては、オープンな接客スペースにおいて、複数の職員により対応していた。
- ・ 仕様書・設計書の作成、積算業務を行う課室においては、出入りを制限する旨を掲示し、事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。
- ・ 副所長室の相部屋化を実施していた。
- ・ 事業者・事業者団体に対しては、玄関ホール・受付窓口等に発注者綱紀保持規程に関するポスター等を掲示し、また、業界団体との意見交換会において資料を配布するなどして、周知を行っていた。

(中国地方整備局 三次河川国道事務所)

- ・ 事業者等との応接に当たっては、オープンな接客スペースにおいて、複数の職員により対応していた。複数の職員により対応することができない場合は、事前に所属長等の承諾を得て対応し、打合せ記録簿を作成することとしていた。

- ・ 仕様書・設計書の作成、積算業務を行う課室においては、出入りを制限する旨を掲示し、事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。
- ・ 副所長室の相部屋化・大部屋化を実施していた。
- ・ 事業者・事業者団体に対しては、事務所入口や総務課入口に、発注者綱紀保持規程等を掲示し、発注者綱紀保持の取組等についての協力依頼のチラシを備え付け、周知していた。また、建設業協会の研修会等において資料を配布するなどして、周知を行っていた。

（中国地方整備局 広島西部山系砂防事務所）

- ・ 事業者等との応接に当たっては、オープンな接客スペースにおいて、複数の職員により対応していた。複数の職員により対応することができない場合は、事前に所属長等の承諾を得て対応し、打合せ記録簿を作成することとしていた。
- ・ 仕様書・設計書の作成、積算業務を行う課室においては、出入りを制限する旨を掲示し、事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。
- ・ 副所長室の相部屋化を実施していた。
- ・ 事業者・事業者団体に対しては、事務所ホームページに発注者綱紀保持の取組等についての協力依頼を掲載するとともに、事務所玄関や事務室入口に発注者綱紀保持の取組のリーフレットを掲示し、周知していた。また、業界団体等との会議において資料を配布するなどして、周知を行っていた。

（四国地方整備局 香川河川国道事務所）

- ・ 事業者等との応接に当たっては、オープンな接客スペースにおいて、複数の職員により対応していた。複数の職員により対応することができない場合は、事前に所属長等の承諾を得て対応することとしていた。
- ・ 仕様書・設計書の作成、積算業務を行う課室においては、出入りを制限する旨を掲示し、事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。また、技術審査・評価等の業務を担当する課においては、入室制限の張り紙を掲示するとともに関係者以外が出入りできないように常時施錠を行っていた。
- ・ 副所長室の相部屋化を実施していた。
- ・ 事業者・事業者団体に対しては、庁舎玄関や入札資料閲覧場所などに、発注者綱紀保持に関するお知らせ等を掲示し、周知を図っていた。

（3）機密情報管理の徹底に関する取組

（北海道開発局 室蘭開発建設部）

- ・ 同じ課室で積算業務と技術審査・評価業務を行う者が混在する場合は、技術審査・評価業務に従事する職員を他部署に併任発令し、当該業務を行う際には執務場所を分離する取組を行っていた。

- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、組織改正等により、情報管理責任者及び業務上取り扱う者の内容に変更が生じたタイミングで更新をおこなっており、最新の更新は令和4年4月1日であった。
- ・ 発注事務に関する紙文書及び電子データについては、それぞれ、施錠可能な引き出し等で保管、ないし、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保管していた。
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報について、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、「送付」に際しては、契約課担当者から主任監督員等へパスワードを施した上メールで送信し、「管理」に際しては、施錠できるキャビネットで保管して管理し、「処分」に際しては、工事竣工等により不要となった時点で速やかに細断等により適切に廃棄し、廃棄日、廃棄者及び廃棄方法等を一覧表で管理していた。
- ・ 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、「情報管理責任者」が毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」（室蘭開発建設部長等）へ報告し確認を受けていた。
- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理については、共通仕様書に基づき、守秘義務や情報セキュリティについて明記した業務計画書を提出させ、その実施状況について毎月報告をさせていた。また、監察時点では技術審査業務は実施していなかったが、今後技術審査業務を実施する予定であり、仮に受注者が同一であった場合は、受注者の情報管理状況の直接確認や両業務の体制確認を行うとともに、両業務の担当技術者に対して講習を実施することとしているとのことであった。

（中部地方整備局 飯田国道事務所）

- ・ 積算業務は発注担当課、技術審査・評価業務は南信品質確保センター（天竜川上流河川事務所）が行うことにより、分離体制を確保していた。予定価格調書については、設計書決裁時に事務所長が作成し、アクセス制限付フォルダに保存したデータについて、アクセス権限を有する（入札執行における長野ブロック代表事務所である）天竜川上流河川事務所の契約事務管理官において印刷・封入し、開札時まで金庫にて保管しているとのことだった。
- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、人事異動等の際に更新しており、最新の更新は令和4年10月1日であった。
- ・ 発注事務に関する紙文書及び電子データについては、それぞれ、施錠可能な引き出し等で保管、ないし、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保管していた。
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報について、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、「送付」に際しては、本局工事発注担当課長から副所長に対し本局において紙文書にて手交し、「管理」に際しては、副所長が貸出簿を作成の上で保管し、「処分」に際しては、副所長が完成検査直後に裁断処理

を行い、本局発注担当課長に報告することとしていた。

- ・ 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、「情報管理責任者」が毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」（事務所長）へ報告し確認を受けていた。
- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理については、守秘義務及び情報セキュリティの実施事項について、業務計画書に基づき、実施内容等を報告させることにより確認を行っていた。

（中部地方整備局 四日市港湾事務所）

- ・ 積算業務は発注担当課、技術審査・評価業務は先任建設管理官が行うことにより、分離体制を確保していた。予定価格調書については、設計書決裁時に事務所長が手書きで作成しており、調書作成前の予定価格記載の資料は発注担当課長が机の引き出しにて施錠保管し、作成後の調書は速やかに総務課長に手交し、開札時まで総務課内金庫にて保管していた。
- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、人事異動等の際に更新しており、最新の更新は令和4年4月1日であった。
- ・ 発注事務に関する紙文書及び電子データについては、それぞれ、施錠可能な引き出し等で保管、ないし、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保管していた。
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報について、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、「送付」に際しては、本局経理調達課長から副所長に本局において手交し、「管理」に際しては、副所長が貸出簿を作成の上で保管し、「処分」に際しては、副所長が完成検査直後に裁断処理を行い、本局経理調達課長に報告することとしていた。
- ・ 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、「情報管理責任者」が毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」（事務所長）へ報告し確認を受けていたが、一部の点検において、記載漏れや情報管理整理役職表との齟齬がみられた（現在は修正済み）。
- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理については、積算業務及び技術審査・評価業務に関しては事務所分も含めて本局で委託しているとのことだった。

（中国地方整備局 三次河川国道事務所）

- ・ 積算業務は発注担当課、技術審査・評価業務は、太田川河川事務所の品質確保課が行うことにより、分離体制を確保していた。予定価格調書については、設計書決裁時に事務所長が手書きで作成しており、調書作成前の予定価格記載の資料は発注担当課長が机の引き出しにて施錠保管し、作成後の調書は速やかに経理課長に手交し、開札時まで経理課内金庫にて保管していた。

- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、人事異動等の際に更新しており、最新の更新は令和4年4月1日であった。
- ・ 発注事務に関する紙文書及び電子データについては、それぞれ、施錠可能な引き出し等で保管、ないし、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保管していた。
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報について、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、「送付」に際しては、経理課長が本局から郵送で受領し、これを必要な場合に発注担当課長及び主任監督員に手交し、「管理」に際しては、施錠可能なロッカー等で保管し、「処分」に際しては、経理課長が履行確認後に速やかに回収し、裁断もしくは融解により廃棄し、回収・処分年月日を管理簿で管理していた。
- ・ 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、「情報管理責任者」が毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」（事務所長）へ報告し確認を受けていた。
- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理については、共通仕様書に基づき、守秘義務や情報セキュリティについて明記した業務計画書を提出させ、その実施状況について毎月報告をさせていた。さらに、積算技術業務と技術審査業務の受注者が同一ではないものの、一方の設計共同体に他方の受注者が含まれる状況にあり、機密情報管理状況確認実施要領に基づき、受注者の情報管理状況を直接確認し、情報管理のさらなる徹底の取組が行われていた。

（中国地方整備局 広島西部山系砂防事務所）

- ・ 積算業務は工務課、技術審査・評価業務は、太田川河川事務所の品質確保課が行うことにより、分離体制を確保していた。予定価格調書については、設計書決裁時に事務所長が手書きで作成しており、調書作成前の予定価格記載の資料は発注担当課長が施錠可能な保管庫にて保管し、作成後の調書は速やかに総務課建設専門官に手交し、開札時まで総務課内金庫にて保管していた。
- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、人事異動等の際に更新しており、最新の更新は令和4年7月1日であった。
- ・ 発注事務に関する紙文書及び電子データについては、それぞれ、施錠可能な引き出し等で保管、ないし、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保管していた。
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報について、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、「送付」に際しては、総務課長が本局から郵送で受領し、これを必要な場合に発注担当課長及び主任監督員に手交し、「管理」に際しては、施錠可能なロッカー等で保管し、「処分」に際しては、総務課建設専門官が履行確認後に速やかに回収し、裁断もしくは融解により廃棄し、回収・処分年月日を管理簿で管理していた。

- ・ 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、「情報管理責任者」が毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」（事務所長）へ報告し確認を受けていた。
- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理については、共通仕様書に基づき、守秘義務や情報セキュリティについて明記した業務計画書を提出させ、その実施状況について毎月報告をさせていた。さらに、積算技術業務と技術審査業務の受注者が同一ではないものの、一方の設計共同体に他方の受注者が含まれる状況にあり、機密情報管理状況確認実施要領に基づき、受注者の情報管理状況を直接確認し、情報管理のさらなる徹底の取組が行われていた。

（四国地方整備局 香川河川国道事務所）

- ・ 積算業務は発注担当課、技術審査・評価業務は、計画課が行うことにより、分離体制を確保していた。予定価格調書については、技術担当副所長が計算し、事務所長が検算の上手書きで作成・封入しており、作成後の調書は速やかに経理課長に手交し、開札時まで経理課内金庫にて保管していた。
- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、人事異動等の際に更新しており、最新の更新は令和4年9月13日であった。
- ・ 発注事務に関する紙文書及び電子データについては、それぞれ、施錠可能な保管庫等で保管、ないし、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保管していた。
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報について、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、「送付」に際しては、発注担当課長及び主任監督員に直接紙で手交し、「管理」に際しては、施錠可能な保管庫等で保管し、「処分」に際しては、裁断により廃棄し、受渡・処分年月日を受渡簿で管理していた。
- ・ 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、「情報管理責任者」が毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」（事務所長）へ報告し確認を受けていた。（令和4年度は9～10月点検済）
- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理については、共通仕様書等に基づき、守秘義務や情報セキュリティについて明記した業務計画書を提出させ、その実施状況について毎月報告をさせるとともに、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を作成させることで情報管理体制を確保していた。
- ・ さらに、積算技術業務と技術審査業務の受注者を同一の業者に委託していたことから、情報管理のさらなる徹底の取組として、受注者の情報管理状況を職員が直接現地確認していた。

(4) 応札・落札状況の分析に関する取組

(北海道開発局 室蘭開発建設部)

- ・ 応札・落札状況の分析に関して、時系列や等級別、応札者数別など工夫をしながら継続的に分析しており、特に一般土木B又はBC等級発注工事については、各事業毎（河川・道路・港湾等）に詳細な分析を行っていた。令和2年度及び令和3年度までの一般土木BC等級工事において、「入札談合に関する情報」6件、「入札談合に関する疑義事実」1件、うち入札取止め4件であった。
- ・ 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、建設業協会や事業者からは、「地域建設業が社会的使命を果たし続けるためにも、安定的・持続的な事業量の確保が必要」、「燃料油や資材において価格高騰が発生しており、原材料の高騰を反映した積算の要望」、「長時間労働や週休2日制の導入、賃金水準の向上など処遇改善に向けて、適切な工期の設定、施工時期の平準化や書類の簡素化の取組の推進」等の声があるとのことであった。
- ・ 本省から、室蘭開発建設部発注の令和元年度から令和3年度までの一般土木BC等級工事における応札・落札状況について、以下のとおり説明を行い、室蘭開発建設部に対し意見を求めた。
 - 令和3年度に発生した4件の談合情報による入札取止め
 - 近年の苫小牧道路事務所及び近隣事務所の応札・落札状況（第二位階差・平均落札率・参加業者数等）の傾向についての変化
 - 苫小牧河川事務所の平均第二位階差の大きさ
- ・ 上記に関して、室蘭開発建設部から以下のとおり回答を得た。
 - 苫小牧道路事務所等における近年の一般土木BC等級工事の応札・落札状況の変化については、発注工事数の減少や事務の改善及び効率化の観点から発注方式として工事での留意事項等の書面提出を求めない施工能力評価型Ⅱ型の採用工事が増加したこと等の理由から競争環境が変化した可能性がある。
 - 苫小牧河川事務所の第二位階差については、砂防事業などで継続工事が多く、前回受注した業者に有利な状況があるのかもしれない。
- ・ 本省から、十分な競争性を確保するための方策について意見を求めたところ、室蘭開発建設部からは、入札参加者数を増やすため、
 - 同種要件の緩和
 - 技術者育成型（若手型）、施工計画重視型、一括審査方式等の活用
 - 余裕工期制度の活用などの取組を進めてきたところであり、今後もより一層の競争環境の確保に向けて、これまでの取組を継続するとともに、施工能力評価型Ⅰ型の活用や工事等級区分のA+B等級への拡大などについても検討していきたいとのことであった。
- ・ 本省からは、入札談合等関与行為の再発防止対策について形骸化している部分がないかどうかなど改めて再確認を行い、また、管内の応札・落札状況の変化に注視

してほしい旨を伝えるとともに、引き続き、入札参加者数を増やす取組を行うことを期待すること、事業者に対しては、発注者である開発建設部も本省も応札・落札状況を継続的に注視しており、談合情報や談合疑義事実に対しては厳正に対処する姿勢であることを示して欲しいことを伝えた。

(中部地方整備局 飯田国道事務所)

- ・ 応札・落札状況の分析に関して、事務所では、落札者や落札率等について継続的に分析していた。
- ・ 令和2年度及び令和3年度までの一般土木C等級工事において、「入札談合に関する情報」0件、「入札談合に関する疑義事実」2件、うち入札取止め0件であった。
- ・ 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、建設業協会や事業者からは、「若手技術者の減少と高齢化に加え、令和3年8月豪雨等、近年災害復旧工事が自治体を含めて多く、技術者が不足している」、「工事の発注時期や施工時期について、更なる平準化（繰越含む）と適切な工期設定をお願いしたい」等の声があるとのことであった。
- ・ 本省から、飯田国道事務所発注工事の令和元年度から令和3年度までの一般土木C等級工事における応札・落札状況について、以下のとおり説明を行い、事務所に対しその考えられる要因について意見を求めた。
 - 2年連続で、平均入札参加業者が減少し、平均落札率が上昇している。

令和元年度	平均入札参加者数4.6者、平均落札率93.0%
令和2年度	平均入札参加者数3.0者、平均落札率94.5%
令和3年度	平均入札参加者数1.9者、平均落札率97.4%
 - 令和3年度は、発注7件のうち「参加1者」が3件、「参加2者・有効入札1者」が1件あり、いずれも異なる業者が高い落札率で受注している。
 - 施工場所別に見ると、木曽郡の工事は平均落札率が高く（98.5%）、平均入札参加業者が少ない（1.8者）傾向がある。
- ・ 上記に関して、事務所から以下のとおり回答を得た。
 - 入札参加者数の減少については、管内の建設業者数が元々少ないところに、近年、災害復旧やリニア関連の県工事が多数発注されており、技術者が足りない状況となっているものと認識している。
 - 落札率については、業者の積算能力向上とともに、鋼材の材料単価が高騰していることも影響していると思われる。
 - 木曽郡の工事に関しては、同郡内に本店を有する有資格者が少なく、地理的にも山脈があり他地域からの参加も望めないなど、競争が働きにくい状況にあると考えられる。長野県の木曽建設事務所発注工事においても、落札率・参加業者数は同様の状態にあると聞いている。
- ・ 本省から、十分な競争性を確保するための方策について意見を求めたところ、事務所からは、入札参加者数を増やすため、

- 発注ロットの拡大
- 施工実績要件の緩和
- 等級区分の拡大（一般土木C+B）
- フレックス工期の活用
- 適切な工期設定
- 事業者との意見交換会

などの取組を進めてきたところであり、今後もより一層の競争環境の確保に向けて、これまでの取組を継続するとともに、チャレンジ型の活用を検討するなどして入札参加を促していきたいとのことであった。

- ・ 本省からは、引き続き、入札参加者数を増やす取組を行うことを期待するとともに、応札・落札状況を継続的に注視してほしいこと、コンプライアンスについて、形骸化を防ぎ、効果的な取組を行うことを期待する旨を伝えた。また、機密情報の管理の徹底に十分注意してほしい旨を伝えた。

（中部地方整備局 四日市港湾事務所）

- ・ 応札・落札状況の分析に関して、事務所では、落札者や落札率等について継続的に分析していた。
- ・ 令和2年度及び令和3年度までの港湾土木B等級工事において、「入札談合に関する情報」0件、「入札談合に関する疑義事実」1件、うち入札取止め0件であった。
- ・ 近年の土木工事に関する地元業界の状況について、建設業協会からは、「三重県や市町、近鉄などの工事にも対応が求められており、技術者や労務者の確保が難しいため、発注規模の適正化や工期の確保をお願いしたい」等の声があるとのことであった。
- ・ 本省から、四日市港湾事務所発注工事の令和元年度から令和3年度までの港湾土木B等級工事における応札・落札状況について、以下のとおり説明を行い、事務所に対しその考えられる要因について意見を求めた。
 - 平均入札参加業者が減少傾向にあり、平均落札率は上昇傾向にある。
 - 逆転が3年間で1件もない。
 - 令和元年度は発注5件全件が「有効入札1者」であり、4者が落札。また、令和3年度は「参加1者」が2件あり、異なる業者が落札率100%近くで落札している。
- ・ 上記に関して、事務所から以下のとおり回答を得た。
 - 入札参加者数については、管内の他事務所においてメイン事業がピークを迎える中、令和3年度には津市内で近鉄の工事が始まるなど、近隣の工事発注が多く、技術者等が足りない状況にあると聞いている。
 - その中で、海岸工事・港湾工事については、規模も小さく、海岸工事の波返し型枠、港湾工事の栈橋下部の足場設置など手間は掛かるが利益は出にくいとも言われており、参加業者が少ない状況が続いている。もっとも、今年度に

入って発注した工事2件は、いずれも3者が参加し、逆転も発生するなど、改善傾向も見えている。

○落札率については、近年同種工事の発注が続いていることから、予定価格等について業者の予測精度が高まっているものと思われる。

- ・本省から、十分な競争性を確保するための方策について意見を求めたところ、事務所からは、入札参加者数を増やすため、

○早期発注（工期の確保）

○発注時期の平準化（技術者不足の対応）

○フレックス工期の活用

○発注ロットの拡大

○等級要件の拡大

○品質が損なわれない程度での実績要件、資格要件等の緩和（企業に求める実績を緩和して技術者の要件を設定するなど）

などの取組を進めてきたところであり、今後もより一層の競争環境の確保に向けて、これまでの取組を継続するとともに、更なる要件緩和の可能性を検討していきたいとのことであった。

- ・本省からは、引き続き、入札参加者数を増やす取組を行うことを期待するとともに、応札・落札状況を継続的に注視してほしいこと、コンプライアンスについて、形骸化を防ぎ、効果的な取組を行うことを期待する旨を伝えた。また、機密情報の管理の徹底に十分注意してほしい旨を伝えた。

（中国地方整備局 三次河川国道事務所）

- ・ 応札・落札状況の分析に関して、事務所では、落札者や落札率等について継続的に分析していた。
- ・ 令和2年度及び令和3年度までの一般土木C等級工事において、「入札談合に関する情報」0件、「入札談合に関する疑義事実」1件、うち入札取止め0件であった。
- ・ 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、建設業協会や事業者からは、「災害復旧工事が自治体発注分も含めて増加したことにより、監理技術者が不足している」、「現場の担い手が不足している」等の声があるとのことであった。
- ・ 本省から、三次河川国道事務所発注工事の令和元年度から令和3年度までの一般土木C等級工事における応札・落札状況について、以下のとおり説明を行い、事務所に対しその考えられる要因について意見を求めた。

○平均入札参加者数が少なく、平均落札率が高い。

令和元年度 平均入札参加者数1.1者、平均落札率96.5%

令和2年度 平均入札参加者数1.0者、平均落札率99.7%

令和3年度 平均入札参加者数1.6者、平均落札率95.6%

○1者入札の工事の割合が高く、各業者の落札成功率も高い。

○1者入札以外の工事においても、第二位開差が大きい工事が多い。

- 規模の大きな工事において、特定の業者のみが入札に参加し、高い落札率で契約している。
- ・ 上記に関して、事務所から以下のとおり回答を得た。
 - 平成30年7月豪雨により、近隣で土砂災害などが多数発生し、この対応のため県や自治体の工事が多く発注されたことにより、業者の監理技術者が不足しており、国の工事に入札できない状況にあると考えている。
 - 備北地域は、競争参加資格を持っている業者数が少ない。
- ・ 本省から、十分な競争性を確保するための方策について意見を求めたところ、事務所からは、入札参加者数を増やすため、
 - 実績の少ない業者も受注機会を確保できるよう、施工実績や成績評定等のウエイトを抑えた「チャレンジ型」の導入
 - 余裕期間制度の活用
 - 監理技術者の兼務の適用
 - 業界団体への発注予定情報の提供
 などの取組を進めてきたところであり、今後もより一層の競争環境の確保に向けて、これまでの取組を継続するとともに、周辺での工事発注状況も注視しつつ、地域の業界団体への情報提供を積極的に行うこと等で入札参加を促していきたいとのことであった。
- ・ 本省から、引き続き、入札参加者数を増やす取組を行うことを期待すること、事業者に対しては、発注者である事務所も本省も応札・落札状況を継続的に注視しており、談合情報や談合疑義事実に対しては厳正に対処する姿勢であることを示して欲しいことを伝えた。また、機密情報の管理の徹底に十分注意してほしい旨を伝えた。

(中国地方整備局 広島西部山系砂防事務所)

- ・ 応札・落札状況の分析に関して、事務所では、落札者や落札率等について継続的に分析していた。
- ・ 令和2年度及び令和3年度までの一般土木C等級工事において、「入札談合に関する情報」0件、「入札談合に関する疑義事実」1件、うち入札取止め0件であった。
- ・ 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、建設業協会や事業者からは、「平成30年7月豪雨災害以降、国・県の工事量が多く、技術者を配置できず、公表された発注案件を見て参加するかを決めている」、「技術者を配置するために、発注ロットの拡大や工事の発注時期が重ならないよう工事量を調整してほしい」、「生産性向上の観点からできるだけプレキャスト化してほしい」等の声があるとのことであった。
- ・ 本省から、広島西部山系砂防事務所発注工事の令和元年度から令和3年度までの一般土木C等級工事における応札・落札状況について、以下のとおり説明を行い、事務所に対しその考えられる要因について意見を求めた。

- 平均入札参加者数が少なく、平均落札率が高い。
- 令和元年度 平均入札参加者数 1. 1 者、平均落札率 9 7. 9 %
- 令和 2 年度 平均入札参加者数 2. 0 者、平均落札率 9 5. 9 %
- 令和 3 年度 平均入札参加者数 1. 6 者、平均落札率 9 6. 7 %
- 1 者入札の工事の割合が高く、各業者の落札成功率も高い。
- ・ 上記に関して、事務所から以下のとおり回答を得た。
 - 平成 3 0 年 7 月豪雨により、県や自治体による復旧・復興工事も増大しており、入札参加者数が少なく、入札不調が発生する状況となっている。
 - 特に、砂防工事は、道路や河川の工事に比べ、急峻狭隘な地形での施工となり技術的にも難しい工事が多い。そのため、周辺での工事量が増大している現状では、砂防工事への入札参加が見送られる傾向にあるのではないかと考えている。
 - 砂防工事は他の工事に比べ、安全対策など難しいことを行う必要があることにより、配置される技術者が少なくなっていると思われる。
- ・ 本省から、十分な競争性を確保するための方策について意見を求めたところ、事務所からは、入札参加者数を増やすため、
 - 配置予定技術者の施工実績の緩和
 - 一括審査方式の採用
 - 余裕期間制度の活用
 - 現地状況に応じた見積歩掛の採用
 - 発注ロットの拡大化
 - 発注時期の調整
 - プレキャスト方式の採用
- ・ などの取組を進めてきたところであり、今後もより一層の競争環境の確保に向けて、これまでの取組を継続するとともに、新規業者の参入促進に向けた取組を検討していきたいとのことであった。
- ・ 本省から、引き続き、入札参加者数を増やす取組を行うことを期待すること、事業者に対しては、発注者である事務所も本省も応札・落札状況を継続的に注視しており、談合情報や談合疑義事実に対しては厳正に対処する姿勢であることを示して欲しいことを伝えた。また、機密情報の管理の徹底に十分注意してほしい旨を伝えた。

(四国地方整備局 香川河川国道事務所)

- ・ 応札・落札状況の分析に関して、事務所では、落札者や落札率等について継続的に分析していた。
- ・ 令和 2 年度及び令和 3 年度までの一般土木 C 等級工事において、「入札談合に関する情報」0 件、「入札談合に関する疑義事実」2 件、うち入札取止め 0 件であった。

- ・ 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、建設業協会や事業者からは、「発注規模の大型化による点在型工事が増え、技術者配置に苦慮する」、「四国内の他県に比べて、香川県内の発注件数が少ない」、「若手を中心とした技術者不足と高齢化、若手の育成が課題である」等の声があるとのことであった。
- ・ 本省から、香川河川国道事務所発注工事の令和元年度から令和3年度までの一般土木C等級工事における応札・落札状況について、以下のとおり説明を行い、事務所に対しその考えられる要因について意見を求めた。
 - 第二位階差が大きく、近年階差が拡大傾向にある。

令和元年度	平均第二位階差	2.24%	平均入札参加者数	2.7社
令和二年度	平均第二位階差	2.76%	平均入札参加者数	2.8社
令和三年度	平均第二位階差	3.82%	平均入札参加者数	2.8社
 - 河川工事において落札業者が固定化しており、第二位開差が大きい。
 - 東部地域において一社入札の割合が高い。
- ・ 上記に関して、事務所から以下のとおり回答を得た。
 - 河川工事については、現在事業を進めている土器川下流部の工事を実施するにあたって、漁協との調整や市街地での作業ヤード確保、騒音等の地元対応があることから、地元の業者に有利な面があり、業者の固定化につながっているのかもしれない。
 - 東部地域については、管内は歴史的に東讃地域、中讃地域、西讃地域と地域が分かれており、距離的に離れていることもあり、東部地域については、地域を超えての業者の参加が少ないのかもしれない。
- ・ 本省から、十分な競争性を確保するための方策について意見を求めたところ、事務所からは、入札参加者数を増やすため、
 - 余裕期間制度の活用
 - 一括審査方式の活用
 - 若手技術者の配置を促す評価方式
 などの取組を進めてきたところであり、今後もより一層の競争環境の確保に向けて、これまでの取組を継続するとともに、業界団体等との意見交換を通じて、より多くの業者に入札に参加してもらえような競争環境の模索に努めるとともに、現場での施工性を高めるための設計上の工夫やBC混合発注などの発注規模の拡大などについても検討していきたいとのことであった。
- ・ 本省からは、入札談合等関与行為の再発防止対策について形骸化している部分がないかなど改めて再確認を行うとともに、引き続き、入札参加者数を増やす取組を行うことを期待すること、事業者に対しては、発注者である事務所も本省も応札・落札状況を継続的に注視しており、談合情報や談合疑義事実に対しては厳正に対処する姿勢であることを示して欲しいことを伝えた。

(5) 九州地方整備局及び北海道開発局の発注業務に係る不正事案に関する再発防止の取組

(北海道開発局 室蘭開発建設部)

- 入札参加事業者名等のマスキングに関するルールについては、令和3年11月5日に、北海道開発局から各開発建設部等に対し、事務連絡（「工事等の競争入札における入札参加者名の漏えい防止等について」）が発出され、「マスキングの対象とする建設コンサルタント業務等の範囲」や「マスキングする者の役割や選定の考え方」、「マスキングの実施時期」等のルールが明確化されていた。
- 室蘭開発建設部では、このルールに従い、令和3年11月5日以降の建設コンサルタント業務等の発注において、入札参加事業者名等のマスキングが実施されていた。
- 建設コンサルタント業務等に係る発注事務に関する情報管理の徹底については、令和3年11月5日に、北海道開発局から各開発建設部等に対し、通知（「北海道開発局発注者綱紀保持マニュアル第2章第1項（2）「入札関連情報の管理」に規定する適用範囲の拡大について」）が発出され、その後、令和4年3月29日に本局より通知された北海道開発局発注者綱紀保持マニュアルにおいて、「業務契約に対して、情報の種類ごとに管理責任者を明確化し、発注事務に関する情報の管理状況を毎年度点検すること」等のルールが明確化されていた。
室蘭開発建設部では、このルールに従い、発注事務に関する紙文書及び電子データを、それぞれ、施錠可能なキャビネット等で保管、ないし、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保管するとともに、建設コンサルタント業務等に係る「情報管理整理役職表」を令和3年12月に作成して、情報の種類ごとに管理責任者及び業務上取り扱う者等を明確化していた。また、「情報管理責任者」が情報の管理状況について毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」（室蘭開発建設部長等）へ報告し確認を受けるようにルール化していた。（令和4年度は12月に点検予定）また、積算業務の担当者と技術審査・評価業務の担当者を分離するなどの配慮が行われていた。
- 少額随意契約の適正な手続きの徹底については、令和4年3月29日に通知された北海道開発局発注者綱紀保持マニュアルの改正と併せて、令和4年3月16日に、本局から各開発建設部等に対し、事務連絡（「不正事案の再発防止に向けた見積徴取の取扱いについて」）が発出され、「合理的な理由のない契約の意図的な分割の禁止」や「契約担当課による見積もりの徴取」等のルールが明確化されていた。室蘭開発建設部では、このルールに従い、少額随意契約の手続きが行われていた。
- 監督、検査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任の内容の周知徹底については、令和4年3月29日に北海道開発局発注者綱紀保持マニュアルの改正が通知され、「監督又は検査を命じられた職員に対して、監督職員・検査職員が行うべき業務内容と法令上の責任についての周知徹底」等が明確化されていた。

室蘭開発建設部では、総務課から関係所属長に対して、メール等による注意喚起を行い、監督、検査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任の内容の周知が図られていた。

(中部地方整備局 飯田国道事務所)

- 入札参加事業者名等のマスキングに関するルールについては、令和4年4月1日に中部地方整備局発注者綱紀保持マニュアルを改訂し、「マスキングの対象とする建設コンサルタント業務等の範囲」や「マスキングする者の役割や選定の考え方」、「マスキングの実施時期」等のルールが明確化されていた。
- 事務所ではこのルールに従い、令和4年度の発注工事・業務において、入札参加事業者名等のマスキングが実施されていた。
- 建設コンサルタント業務等に係る発注事務に関する情報管理の徹底については、上記マニュアルの改訂において、「業務契約に対して、情報の種類ごとに管理責任者を明確化し、発注事務に関する情報の管理状況を毎年度点検すること」等のルールが明確化されていた。
- 事務所では、このルールに従い、発注事務に関する紙文書及び電子データを、それぞれ、施錠可能な引き出し等で保管、ないし、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保管するとともに、建設コンサルタント業務等に係る「情報管理整理役職表」を令和4年4月に作成して、情報の種類ごとに管理責任者を明確化し、「情報管理責任者」が情報の管理状況について毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」(事務所長)へ報告し確認を受けるようにルール化していた(令和4年度は8月に点検済み)。
- また、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保については、役職に応じて役割分担を定め、マスキングにより取り扱う情報を制限するとの配慮がなされていた。
- 少額随意契約の適正な手続きの徹底については、上記マニュアルの改訂において、「合理的な理由のない契約の意図的な分割の禁止」や「契約担当課による見積もりの徴取」等のルールが明確化されていた。
- 事務所では、このルールに従い、少額随意契約の手続きが行われていた。
- 監督、検査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任の内容の周知徹底については、上記マニュアルの改訂において、「監督又は検査を命じられた職員に対して、監督職員・検査職員が行うべき業務内容と法令上の責任についての周知徹底」等が明確化されていた。
- 事務所では、ガールーン掲示板やイントラネットへの掲載等を通じて、監督、検査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任の内容の周知が図られていた。

(中部地方整備局 四日市港湾事務所)

- ・ 入札参加事業者名等のマスキングに関するルールについては、令和4年4月1日に中部地方整備局発注者綱紀保持マニュアルが改訂され、「マスキングの対象とする建設コンサルタント業務等の範囲」や「マスキングする者の役割や選定の考え方」、「マスキングの実施時期」等のルールが明確化されていた。
- ・ 事務所ではこのルールに従い、令和4年度の発注工事・業務において、入札参加事業者名等のマスキングが実施されていた。
- ・ 建設コンサルタント業務等に係る発注事務に関する情報管理の徹底については、上記マニュアルの改訂において、「業務契約に対して、情報の種類ごとに管理責任者を明確化し、発注事務に関する情報の管理状況を毎年度点検すること」等のルールが明確化されていた。
- ・ 事務所では、このルールに従い、発注事務に関する紙文書及び電子データを、それぞれ、施錠可能な引き出し等で保管、ないし、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保管するとともに、建設コンサルタント業務等に係る「情報管理整理役職表」を令和4年4月に作成して、情報の種類ごとに管理責任者を明確化し、「情報管理責任者」が情報の管理状況について毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」(事務所長)へ報告し確認を受けるようにルール化していた(令和4年度は8月に点検済み)が、一部の点検において、記載漏れや情報管理整理役職表との齟齬がみられた(現在は修正済み)。
- ・ また、積算業務と技術審査業務を兼務させないようにし、分離体制の確保について配慮がなされていた。
- ・ 少額随意契約の適正な手続きの徹底については、上記マニュアルの改訂に併せ、同年4月に、本局から事務所に対し、事務連絡(「少額随意契約業務の適正化の徹底について」)が発出され、「合理的な理由のない契約の意図的な分割の禁止」や「契約担当課による見積もりの徴取」等のルールが明確化されていた。
- ・ 事務所では、このルールに従い、少額随意契約の手続きが行われていた。
- ・ 監督、検査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任の内容の周知徹底については、上記マニュアルの改訂において、「監督又は検査を命じられた職員に対して、監督職員・検査職員が行うべき業務内容と法令上の責任についての周知徹底」等が明確化されていた。
- ・ 事務所では、所内メール等を通じて、監督、検査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任の内容の周知が図られていた。

(中国地方整備局 三次河川国道事務所)

- ・ 入札参加事業者名等のマスキングに関するルールについては、令和4年3月24日の中国地方整備局発注者綱紀保持マニュアルの改正に併せ、令和4年3月に、本局から事務所に対し、事務連絡(「業務の発注実務に関するマスキングの徹底について」)が発出され、「マスキングの対象とする建設コンサルタント業務等の範囲」

や「マスキングする者の役割や選定の考え方」、「マスキングの実施時期」等のルールが明確化されていた。

事務所では、このルールに従い、令和4年度の発注工事・業務において、入札参加事業者名等のマスキングが実施されていた。

- ・ 建設コンサルタント業務等に係る発注事務に関する情報管理の徹底については、令和4年3月24日の中国地方整備局発注者綱紀保持マニュアルの改正に併せ、令和4年5月に、本局から事務所に対し、事務連絡（「令和4年度における機密情報管理の徹底に関する取組について」）が発出され、「業務契約に対して、情報の種類ごとに管理責任者を明確化し、発注事務に関する情報の管理状況を毎年度点検すること」等のルールが明確化されていた。

事務所では、このルールに従い、発注事務に関する紙文書及び電子データを、それぞれ、施錠可能な引き出し等で保管、ないし、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保管するとともに、建設コンサルタント業務等に係る「情報管理整理役職表」を令和4年4月に作成して、情報の種類ごとに管理責任者を明確化し、「情報管理責任者」が情報の管理状況について毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」（事務所長）へ報告し確認を受けるようにルール化していた。（令和4年度は6月に点検済み）また、積算業務と技術審査業務を兼務させないようにし、分離体制の確保について配慮がなされていた。

- ・ 少額随意契約の適正な手続きの徹底については、令和4年3月24日の中国地方整備局発注者綱紀保持マニュアルの改正に併せ、令和4年3月に、本局から事務所に対し、事務連絡（「少額随意契約の適正な手続きの徹底について」）が発出され、「合理的な理由のない契約の意図的な分割の禁止」や「契約担当課による見積もりの徴取」等のルールが明確化されていた。

事務所では、このルールに従い、少額随意契約の手続きが行われていた。

- ・ 監督、検査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任の内容の周知徹底については、令和4年3月24日の中国地方整備局発注者綱紀保持マニュアルの改正に併せ、令和4年6月に、本局から事務所に対し、事務連絡（「監督、検査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任の周知徹底について」）が発出され、「監督又は検査を命じられた職員に対して、監督職員・検査職員が行うべき業務内容と法令上の責任についての周知徹底」等が明確化されていた。

事務所では、事務所課長会議を通じて、監督、検査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任の内容の周知が図られていた。

（中国地方整備局 広島西部山系砂防事務所）

- ・ 入札参加事業者名等のマスキングに関するルールについては、令和4年3月24日の中国地方整備局発注者綱紀保持マニュアルの改正に併せ、令和4年3月に、本局から事務所に対し、事務連絡（「業務の発注実務に関するマスキングの徹底について」）が発出され、「マスキングの対象とする建設コンサルタント業務等の範囲」

や「マスキングする者の役割や選定の考え方」、「マスキングの実施時期」等のルールが明確化されていた。

事務所では、このルールに従い、令和4年度の発注工事・業務において、入札参加事業者名等のマスキングが実施されていた。

- ・ 建設コンサルタント業務等に係る発注事務に関する情報管理の徹底については、令和4年3月24日の中国地方整備局発注者綱紀保持マニュアルの改正に併せ、令和4年5月に、本局から事務所に対し、事務連絡（「令和4年度における機密情報管理の徹底に関する取組について」）が発出され、「業務契約に対して、情報の種類ごとに管理責任者を明確化し、発注事務に関する情報の管理状況を毎年度点検すること」等のルールが明確化されていた。

事務所では、このルールに従い、発注事務に関する紙文書及び電子データを、それぞれ、施錠可能な引き出し等で保管、ないし、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保管するとともに、建設コンサルタント業務等に係る「情報管理整理役職表」を令和4年5月に作成して、情報の種類ごとに管理責任者及び業務上取り扱う者等を明確化していた。また、「情報管理責任者」が情報の管理状況について毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」（事務所長）へ報告し確認を受けるようにルール化していた。（令和4年度は6月に点検済み）

- ・ 少額随意契約の適正な手続きの徹底については、令和4年3月24日の中国地方整備局発注者綱紀保持マニュアルの改正に併せ、令和4年3月に、本局から事務所に対し、事務連絡（「少額随意契約の適正な手続きの徹底について」）が発出され、「合理的な理由のない契約の意図的な分割の禁止」や「契約担当課による見積もりの徴取」等のルールが明確化されていた。

事務所では、このルールに従い、少額随意契約の手続きが行われていた。

- ・ 監督、検査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任の内容の周知徹底については、令和4年3月24日の中国地方整備局発注者綱紀保持マニュアルの改正に併せ、令和4年6月に、本局から事務所に対し、事務連絡（「監督、検査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任の周知徹底について」）が発出され、「監督又は検査を命じられた職員に対して、監督職員・検査職員が行うべき業務内容と法令上の責任についての周知徹底」等が明確化されていた。

事務所では、総務課長から全職員へメールによる注意喚起を行い、監督、検査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任の内容の周知が図られていた。

（四国地方整備局 香川河川国道事務所）

- ・ 入札参加事業者名等のマスキングに関するルールについては、令和4年3月22日の四国地方整備局発注者綱紀保持マニュアルの改正に併せ、令和4年3月22日に、本局から事務所に対し、事務連絡（「入札契約関係資料の情報管理の徹底について（試行）の標準的な取り扱いの改正について」）が発出され、「マスキングの

対象とする建設コンサルタント業務等の範囲」や「マスキングする者の役割や選定の考え方」、「マスキングの実施時期」等のルールが明確化されていた。

事務所では、このルールに従い、令和4年度の発注工事・業務において、入札参加事業者名等のマスキングが実施されていた。

- ・ 建設コンサルタント業務等に係る発注事務に関する情報管理の徹底については、①と同様に、事務連絡（「入札契約関係資料の情報管理の徹底について（試行）の標準的な取り扱いの改正について」）において、「業務契約に対して、情報の種類ごとに管理責任者を明確化し、発注事務に関する情報の管理状況を毎年度点検すること」等のルールが明確化されていた。

事務所では、このルールに従い、発注事務に関する電子データを、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保管するとともに、建設コンサルタント業務等に係る「情報管理整理役職表」を令和4年4月に作成して、情報の種類ごとに管理責任者を明確化し、「情報管理責任者」が情報の管理状況について毎年度点検を実施して、「情報管理総括責任者」（事務所長）へ報告・確認を受けるようにルール化していた。（令和4年度は9～10月点検済）

- ・ 少額随意契約の適正な手続きの徹底については、令和4年3月22日の四国地方整備局発注者綱紀保持マニュアルの改正に併せ、令和4年3月25日に、本局から事務所に対し、事務連絡（「少額随契における適正な契約手続きの実施について」）が発出され、「合理的な理由のない契約の意図的な分割の禁止」や「契約担当課による見積もりの徴取」等のルールが明確化されていた。

事務所では、このルールに従い、少額随意契約の手続きが行われていた。

- ・ 監督、検査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任の内容の周知徹底については、上記と同様に、事務連絡（「少額随契における適正な契約手続きの実施について」）において、「監督又は検査を命じられた職員に対して、監督職員・検査職員が行うべき業務内容と法令上の責任についての周知徹底」等が明確化されていた。
- ・ 事務所では、監督、検査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任の内容の周知を図るとともに、監督命令書の直接交付、給付の完了確認のための検査の厳格な実施についての周知が行われていた。

(参考1)

令和4年度特別監察報告書(概要)

令和5年3月

国土交通省大臣官房監察官室

令和4年度 特別監察【高知県内における入札談合事案の再発防止等】の概要

趣旨

令和4年度監察基本計画に基づき、高知県内における入札談合事案の再発防止の観点から、事務所等に対して、本省主導により抜き打ちで再発防止対策の実施状況を点検し、問題点の把握及び改善の動機付けを行うことにより、再発を確実に防止するための取組を促す。また、実施に当たっては、令和3年度に発生した九州地方整備局及び北海道開発局の発注業務に係る不正事案に関する再発防止対策の実施状況についても点検を行う。

重点項目

- (1) コンプライアンス意識の徹底に関する取組
- (2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組
- (3) 機密情報管理の徹底に関する取組
- (4) 応札・落札状況の分析に関する取組

実施日・対象機関

事務所等 6 カ所

7/27, 28	中国地方整備局	三次河川国道事務所、広島西部山系砂防事務所
11/11	北海道開発局	室蘭開発建設部
11/22, 24	中部地方整備局	飯田国道事務所、四日市港湾事務所
11/29	四国地方整備局	香川河川国道事務所

※談合情報や落札率、応札状況等に注目して事務所等を抽出

(参考) 高知県内における入札談合事案に関する調査報告書 (平成25年3月14日) (抄)

第6章 再発防止対策

4 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

(3) 抜き打ち本省特別監察の実施

今回、入札談合等関与行為が行われた事務所における入札情報の管理実態を見ると、これまでに本省が通知してきた再発防止対策についても十分に守られていなかったことが明らかとなっている。このような実態を踏まえ、談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施するものとする。

令和4年度 特別監察【高知県内における入札談合事案の再発防止等】の概要

高知県内における
入札談合事案の再発防止

(1)コンプライアンス意識の徹底に関する取組

- ◆ 全職員の講習会等の受講の徹底
- ◆ 全職員に講習会等において重点的に伝えるべき事項の留意

(2)事業者・OBとの接触・対応に関する取組

- ◆ 事業者等との執務スペースの外のオープンな場所での対応の徹底
- ◆ 積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室への自由な出入りの制限
- ◆ 副所長等室の可視化、大部屋化等の推進

(3)機密情報管理の徹底に関する取組

- ◆ 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保
- ◆ 「情報管理整理役職表」の適切な更新等の徹底
- ◆ 発注事務に関する書類等の管理の徹底
- ◆ 事務所、出張所等へ送付される工事の履行確認のために必要な情報の管理の徹底
- ◆ 「情報管理責任者」による適切な点検の徹底
- ◆ 発注者支援業務の受注者における情報管理の徹底

(4)応札・落札状況の分析に関する取組

- ◆ 応札・落札状況の分析方法の工夫
- ◆ 年平均落札率の高止まり等の傾向がみられる場合において講ずるべき措置
- ◆ 談合疑義事実処理マニュアルの運用

- ◆ 入札参加事業者名等のマスキングに関するルールの明確化
- ◆ 発注事務に関する情報管理の徹底
- ◆ 少額随意契約の適正な手続きの徹底
- ◆ 監督、検査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任についての周知

九州地方整備局及び北海道開発局の発注業務に係る不正事案に関する再発防止

令和4年度 特別監察【高知県内における入札談合事案の再発防止等】の概要

1. 報告

(1)コンプライアンス意識の徹底に関する取組

- 一部の事務所等で、全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等を受講させることについての目標が設定されていなかった。

(3)機密情報管理の徹底に関する取組

(5)九州地方整備局及び北海道開発局の発注業務に係る不正事案に関する再発防止の取組

- 一部の事務所等において、点検結果報告書と情報管理整理役職表の記載との間に僅かな齟齬等がみられた。

(4)応札・落札状況の分析に関する取組

- 平均落札率が高止まりしている、第二位開差が大きい、談合情報による入札取りやめが発生しているなどの状況にあり、その状況は把握していた。
- しかしながら、こうした競争性を阻害するような状況に対処するためには、必要に応じ、競争性の確保に向けたなお一層の取組や職員が談合に巻き込まれないための再発防止対策徹底の再確認、応札・落札状況についての引き続きの注視等を行うことが望ましい状況であった。

2. 主な提示意見

- コンプライアンス推進計画等において、全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等を受講させることについて目標を設定すること

- 「情報管理責任者」による毎年度の点検を、実効性のある点検となるよう以下の点に留意し適切に行うこと
 - ・点検時には情報管理整理役職表が業務実態に則しているか改めて確認すること
 - ・「情報管理総括責任者」は、「情報管理責任者」からの点検結果の報告内容に関し、点検が適切に行われているか確認、把握するとともに、必要に応じて指導・助言すること。 等

- 年平均落札率が高止まりしている場合や、応札・落札状況から違法行為が疑われる場合等には、発注者綱紀の一層の保持等に努めるのみならず、必要に応じて、十分な競争性を確保するために、地域要件や等級区分の拡大・施工実績要件の緩和等入札参加資格の見直しや、チャレンジ型、自治体実績評価型等の総合評価落札方式の一層の活用等を検討すること

- 応札・落札状況の分析に際しては、必要に応じて、時系列的な推移や傾向、事業毎、地域毎等の状況に着目する、管内の別等級工事の応札・落札状況と比較するなどの分析方法の工夫が望ましい

高知県内における入札談合事案に関する
調査報告書(抄)

平成25年3月14日

国土交通省

第6章 再発防止対策

国土交通省としては、今回の事案を、単に一整備局の一部の事務所の起こした不祥事、あるいは高知県の一部の建設業者が引き起こした問題として矮小化することなく、全職員が自らの問題として捉えた上で、組織全体で、再発を確実に防止するために効果的な措置を講ずる必要がある。

このため、第4章に述べた事象の要因・背景を踏まえ、入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていく措置が必要である。また、併せて、第5章で述べたとおり、本件事案を踏まえた地方局全体の総点検とこれまでの談合事件等の不正事案を契機として講じてきた再発防止対策の効果の検証を踏まえ、以下の再発防止対策を講ずることとする。

1 コンプライアンス推進の強化

(1) 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置

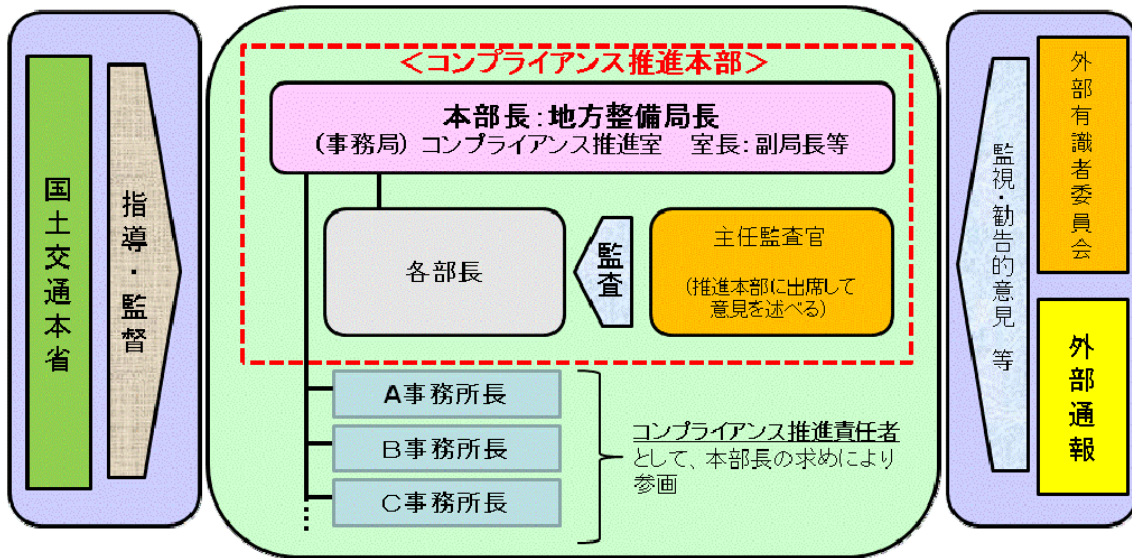
地方整備局長を本部長とするコンプライアンスに関する事項を審議・推進する機関を設置し、コンプライアンス・内部統制を強化するための年度推進計画の策定、推進状況の点検・分析及びその結果を取り組みに反映させることによる継続的な改善を図るものとする。

このため、コンプライアンス推進本部は、地方局幹部が行う日々の業務管理の一環として、毎月1回以上開催し、これに参画させる事務所所長が行うコンプライアンスの推進状況の報告を受け、再発防止対策等の取組について検証・指導・改善を行うものとする。

また、コンプライアンス推進本部の活動を補佐し、コンプライアンス・内部統制業務を推進するための体制の整備（コンプライアンス推進室、各部署にコンプライアンス推進責任者を配置）を行う。

(2) コンプライアンス・アドバイザリー委員会の設置

さらに、地方整備局ごとに外部有識者で構成する委員会を設置し、業務運営についての意見を反映させて改善を図るものとする。



(3) 違法性の認識に関する研修徹底

今回関与した副所長は、入札関連情報の漏洩について、守秘義務違反として違法性の認識はあったものの、入札談合等関与行為防止法上の違法性の認識が薄く、人事処分の重さ、刑事罰の対象となり得ること、共同不法行為としての損害賠償請求対象となること等の認識が希薄だったと言わざるを得ない。また、研修等を受講していても「身近な話と思わなかった」などその効果が浸透していなかった面がある。

今後の研修の内容については、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させることが必要である。

また、研修の手法についても、一方的な講義方式ではなく、今回の事例を含む具体事例を基にしながら、自分の身近な問題として研修生同士が質問、意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式、eラーニングによるポイント学習方式、理解度テストの活用等を積極的に採り入れる必要がある。

さらに、各地方局の研修と国土交通大学校の研修を有機的に連携させることにより、研修対象定員を増やし、また、一人の職員が何年か毎に繰り返し倫理研修を受けるような体制を作り、年月の経過とともに違法性の認識が希薄にならないようにする必要がある。

(4) 意識改革に向けた取組

今回関与した副所長は、前任者の情報漏洩を指摘できないばかりか、自らも同様の情報漏洩を引き受け、違法行為をかばい合うという結果に陥ってい

たと指摘せざるをえない。このことを踏まえ、副所長の「業界対応窓口」としての役割の見直し（発注者綱紀保持規程においては、所長が責任者であり、所長ほか組織としての対応の一環であるべき）、業者との接触ルールの明確化・徹底、部門別の人事配置について専門性を踏まえつつできるだけ柔軟にするとともに、所長及び副所長その他相談を受ける本局の幹部職員を対象にした研修、地方局幹部による事務所等の現場職員との率直なコミュニケーションの機会の増加等を通じて、今回の事案の発生の背景・原因を踏まえた抜本的な意識改革を行うことが必要である。また、副所長室の可視化、大部屋化等を行うとともに、業者との対応は、執務室の外に、オープンな接客室を設けて、外からも容易に見えるようにするなど「目に見える形」で職場環境の改善を実施するものとする。

(5) 不当な働きかけに対する報告の徹底

入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていくことが必要不可欠である。

このため、入札契約に関する業務について事業者等から不当な働きかけを受けた場合には、毅然と対応するとともに、その内容の記録、直属の上司及び組織管理の責任者である局長への報告を義務づけるものとする。

また、職員が組織内の不正行為に気付いた場合においても、同様に、直属の上司及び局長への報告を義務づけるものとする。

このことを徹底させるため、地方局の局長自らが管下の全職員に呼びかけるものとする。

(6) 地方整備局幹部への任用前における適格性の厳正な評価

今回の事案に関与した副所長は、入札談合等関与行為に関与するほか、国家公務員倫理規程に違反する疑いのある事案に関与していたことを踏まえ、今後、地方整備局幹部については、人事評価の活用等により、任用前にその適格性をこれまで以上に厳正に評価する。

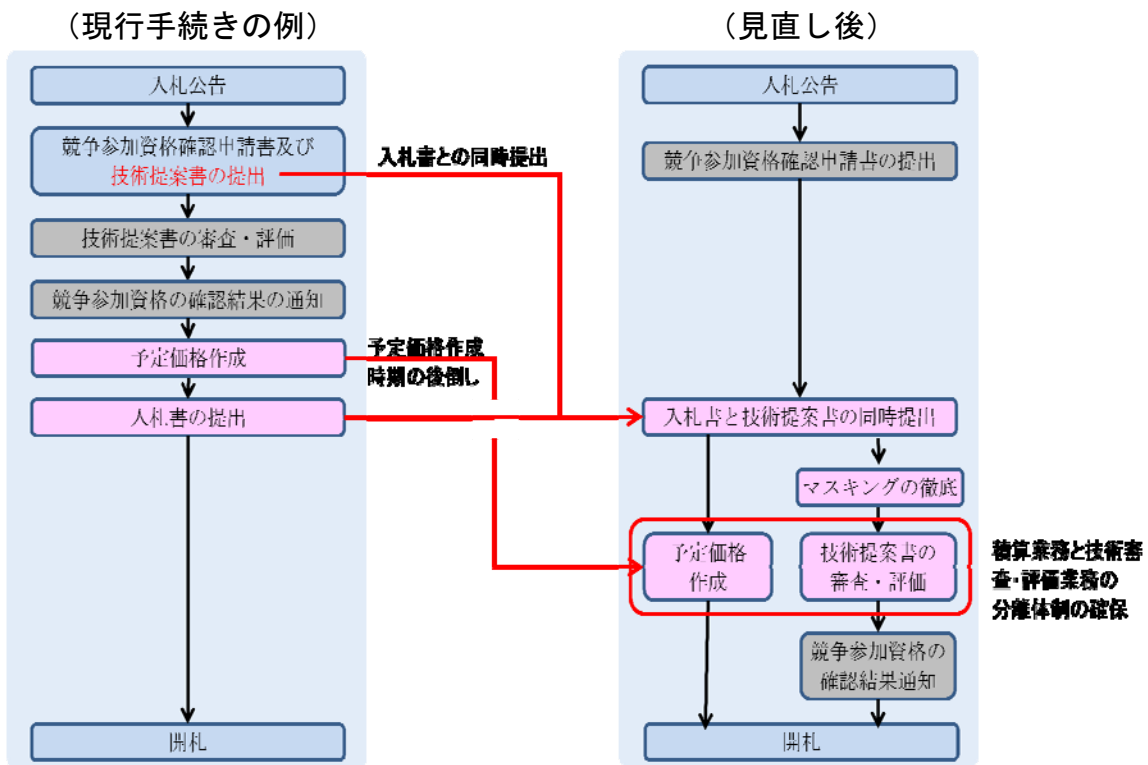
2 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

(1) 予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し

予定価格の作成を入札書の提出後に行うこととするとともに、入札書と技術提案書を同時に提出させることとする。

また、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両者の情報を知る機会や知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図るものとする。

技術提案書における業者名のマスキングについては、これまでも実施されてきたところであるが、今回の入札書と技術提案の同時提出、情報管理の徹底等不正が発生しにくい制度への見直しに取り組む中で、企業名のマスキングの必要性について過度な事務負担となっていないか検証していく必要がある。



(2) 総合評価落札方式における評価の厳正な運用

談合業者に係る総合評価落札方式における評価については、談合により受注した工事に係る施工実績、工事成績及び優良表彰は、加点の対象としないものとする。

なお、他の発注機関が発注した工事に係る談合についても同様の扱いとし、公正取引委員会等に情報提供の協力を求めつつ、厳正な運用に努めるものとする。

(3) 情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名など

の機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化を行うものとする。

また、機密情報が含まれる文書の保管に当たっては、電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなど情報管理の徹底を図るものとする。

3 ペナルティの強化

(1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ

談合業者のうち首謀者に対する違約金については、現行では、WTO対象工事で、かつ、刑が確定した判決において首謀者であることが明らかとされている者について、請負代金額の10%を15%に引き上げているところであるが、今回の事案にかんがみ、当該違約金引き上げの対象者をWTO対象工事であるか否かを問わないこととし、確定した排除措置命令等において首謀者であるとされた業者に拡大するものとする。

(2) 誓約書の提出者に対する措置の強化

談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、談合を行っていたことが明らかになった場合には、その経緯について書面による説明を求めるとともに、指名停止措置の実施に併せてその旨を公表するものとする。

4 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

(1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

地方整備局長をトップとするコンプライアンス推進本部によるモニタリングを実施するとともに、コンプライアンスに関する取り組みについてホームページで公表し、透明性の確保を図るものとする。

また、コンプライアンス推進本部は、年度推進計画の実施状況について本省に報告するものとし、本省は、このうち再発防止対策の実施状況及び(3)の本省特別監察の実施状況について公正入札調査会議に報告するものとする。

(2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するな

ど透明化・情報公開を強化するものとする。

- ・事務所ごとの一般土木工事又は港湾土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表
- ・事務所ごとの一般土木工事又は港湾土木工事の業者別年間受注額・受注割合の公表

(3) 抜き打ち本省特別監察の実施

今回、入札談合等関与行為が行われた事務所における入札情報の管理実態を見ると、これまでに本省が通知してきた再発防止対策についても十分に守られていなかったことが明らかとなっている。このような実態を踏まえ、談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施するものとする。

(4) 談合疑義案件に対する厳正な対応

本省は、地方整備局等の発注案件に関し、今回の事案のように悪質な談合等不正行為が行われている疑いがあり、かつ、社会的な影響が大きいと考えられるものについて、公正入札調査会議に報告するものとする。公正入札調査会議は、当該報告について調査審議の結果、重大な疑義があると認めるときは、地方整備局長等に対し、以下の措置を一定期間講ずるよう求めるものとする。

- ・事業者に対し、談合・不正のないことを誓約する旨の書面の提出を求めること
- ・応札可能な事業者の範囲の拡大その他実質的な競争性を高め、談合等を行いにくい競争環境を整備するために当該地方整備局等において適当と認める対策を実施すること

5 再就職の自粛要請

今回の談合事件で国土交通省直轄の土木工事発注に関与した企業や今後同様な事件が生じた場合にそれに関与した企業については、当該企業においてコンプライアンスが確立したと認められるまでの間、退職後の年数を問わず、退職者及び当該企業の理解を得て、国土交通省退職者の就職について自粛を要請する。

6 再発防止対策の周知

今回講ずる再発防止対策の実効性を高めるため、地域の建設業者を含む関係方面に対して、対策の趣旨、内容等について周知し、理解を求めるものとする。

7 その他

談合をはじめとする違法行為等を根絶することと併せて、発注者として、良質な社会資本の整備及び維持管理を行うために、建設企業の適正な価格での工事受注及び公共工事の品質のさらなる確保・向上を図る観点から、適正な競争環境を確保するなどの入札契約制度の見直しを含む建設生産システム全体の抜本的な見直しを進めていく。

また、地域の建設産業に関しては、厳しい経営環境の中で将来的にも地域を支え得る足腰の強い産業として構築していくことが重要な課題であり、公共工事の入札制度における適正な競争環境の整備や、将来にわたり地域の維持をはじめとした業務を行う施工技術のある建設業者とその担い手の確保・育成支援について、引き続き取組を進める。

令和4年度 監察基本計画

1. 監察の目的及び種類

監察は、事務の合理的運営、官紀の保持、優良な団体又は職員の推賞及び不正行為の防止に関し、所管行政の改善向上に資することを目的として行っているところである。

この目的を踏まえ、令和4年度においては、関係部局等に共通の重要課題について定期監察を行うとともに、所管行政に関する事務の合理的運営の改善方策に重点を置き、本計画に従い特別監察を行うものとする。

また、令和4年度の定期監察及び特別監察を行うに当たっては、昨今の所管行政を取り巻く状況にかんがみ、それぞれ以下の観点に立つものとする。

(1) 定期監察

災害が頻発、激甚化する我が国において大規模な自然災害等から国民の生命、身体及び財産を保護するとともに、国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上を図るためには、社会資本の整備や交通機能の確保及び向上等が極めて重要であり、これに取り組む国土交通省に対する国民の期待は大きい。

地方整備局、地方運輸局等は、これを現場の最前線で支える重要な組織であり、そこで働く職員は、日々、その重責を果たすべく業務に邁進している。

一方、令和3年1月29日に、全府省の事務次官級で構成する「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会」により「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」が改正され、令和7年度末までに政府一丸となって取り組んでいく職場環境づくりの内容が定められた。この指針では、国家公務員の職場環境の整備として、業務の見直しや効率化、デジタル化の推進、行政組織運営のマネジメント改革が急務であること、女性活躍に関しても、その育成や登用に対する息の長い取組の継続・拡充が必要であることなどが指摘されている。

国土交通省としても、地方整備局、地方運輸局等がその役割をしっかりと果たしていけるよう、この指針を踏まえ、引き続き、働き方改革及び女性の活躍推進に積極的に取り組む必要がある。

また、地方整備局、地方運輸局等が国民の期待に応えるためには、適正な職務執行が不可欠であり、その実効性を上げるためには職員一人一人が、服務規律を守り、職務に誇りを持ち、互いに協力し合いな

がら適正に職務を遂行する力強い職場づくりを推進し、組織力の向上に努める必要がある。

1) 「新しい日常」への対応等も踏まえた働き方改革の一層の推進

- ① 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、各職場では「新しい日常」への対応が継続的に求められている。
令和2年度から各職場へのICT機器の配備が一層推進されており、これらの機器を的確かつ適正に活用し、業務効率化等の働き方改革を着実に推進する必要がある。
一方、職場における感染防止対策は重要であり、特に来庁者等が多く集まりやすいところでの感染防止と円滑な業務運営には引き続き十分留意する必要がある。
- ② また、業務プロセスを改善し、業務の効率化等を図る取組は、働き方改革の根幹として一層強力に推進する必要がある。
- ③ さらに、働き方改革及び女性の活躍推進の主要な指標に関連する取組について引き続き検証し、その一層の推進を図ることが必要である。

こうした観点に立ち、「新しい日常」への対応等も踏まえた働き方改革の一層の推進に関する取組について監察を行うこととする。

2) 職員が誇りを持ち、協力し、適正に職務を遂行する力強い職場づくり

- ① 地方整備局、地方運輸局等は、職員が、公務員としての服務規律を守り、自らの職責の重要性を認識し、士気高く誇りをもって職務に当たるよう、また、職務の遂行に必要な能力を備えるよう取り組むことが必要である。
- ② また、国民から寄せられる期待や信頼に応え、使命を果たすためには、コンプライアンスの徹底及び職務に関する倫理の保持が極めて重要である。
社会資本の整備に取り組む地方整備局等では、入札契約等に係る事務を多く担っており、公正な入札を担保するための情報管理等が強く求められる。
一方、交通機能の確保、向上等に取り組む地方運輸局等では、交通・運輸事業の許認可及び監査、自動車の検査登録等に係る事務を多く担っており、これら許認可事務等の適正性の確保や自動車検査登録事務等における個人情報適切な管理が強く求められる。
地方整備局、地方運輸局等においては、過去に発生した不祥事を踏まえ、再発防止等に取り組んでいるところであるが、引き続きコンプライアンスの徹底及び職務に関する倫理の保持が図られるよう、継続的な検証が必要である。
- ③ 併せて、地方整備局等においては、令和3年度に九州地方整備局及び北海道開発局において発生した発注業務に係る不正事案に対処するため、それぞれ再発防止策が策定された。九州地方整備

局の再発防止対策である「少額随意契約の適正な手続きの徹底」及び「監督、監査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任についての周知徹底」、北海道開発局の再発防止対策である「入札事業者名等のマスキングに関するルールの明確化」及び「発注事務に関する情報管理の徹底」については、全ての地方整備局等が共通して取り組むこととされた。これらを踏まえ、発注者としての綱紀を保持し、不正行為の防止に資する実効性のある環境整備が適切に図られるよう、再発防止の取組の検証が必要である。

- ④ さらに、組織の士気を高め、コンプライアンスの徹底等を図る観点からも、職員同士が相互の理解を深め、協力して職務を遂行できる、コミュニケーションの良く取れた、風通しの良い職場環境づくりが重要である。

こうした観点に立ち、職員一人一人が誇りを持ち、協力し、適正に職務を遂行する力強い職場づくりに関する取組について監察を行うこととする。

(2) 特別監察

前年度に引き続き工事に係る入札契約事務の適正な執行等を確保する観点及び新たに全ての地方整備局等が取り組むこととされた九州地方整備局及び北海道開発局の発注業務に係る不正事案に対する再発防止の取組を検証する観点に立ち監察を行うこととする。

2. 監察事項、対象機関及び実施期間

(1) 監察事項

1) 定期監察

- 「新しい日常」への対応等も踏まえた働き方改革の一層の推進に関する取組
- 職員が誇りを持ち、協力し、適正に職務を遂行する力強い職場づくりに関する取組

2) 特別監察

- 工事に係る入札契約事務の適正な執行等を確保するために必要な事項
- 九州地方整備局及び北海道開発局の発注業務に係る不正事案に関する再発防止の取組を検証するために必要な事項

(2) 対象機関

1) 定期監察

国土地理院

地方整備局（東北、関東、中部、中国）

地方運輸局（東北、関東、中部、中国）

内閣府沖縄総合事務局

2) 特別監察

- 工事に係る入札契約事務の適正な執行等の確保と九州地方整備局及び北海道開発局の発注業務に係る不正事案に関する再発防止の取組を検証するために特別監察を実施する必要がある機関

(3) 実施期間

1) 定期監察

第1～3四半期

2) 特別監察

年度内において随時実施

3. その他

本基本計画策定後、所管行政の改善向上に資するため、所要の監察を行う必要が生じたときは、適宜、上記監察事項以外の事項や上記対象機関以外の機関について、監察を行うものとする。

「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」（平成25年3月）を踏まえた再発防止対策の実効性の検証を行う観点で特別監察を実施した場合は、その実施状況について、公正入札調査会議に報告するものとする。

以 上